

「中間とりまとめ」の取組状況

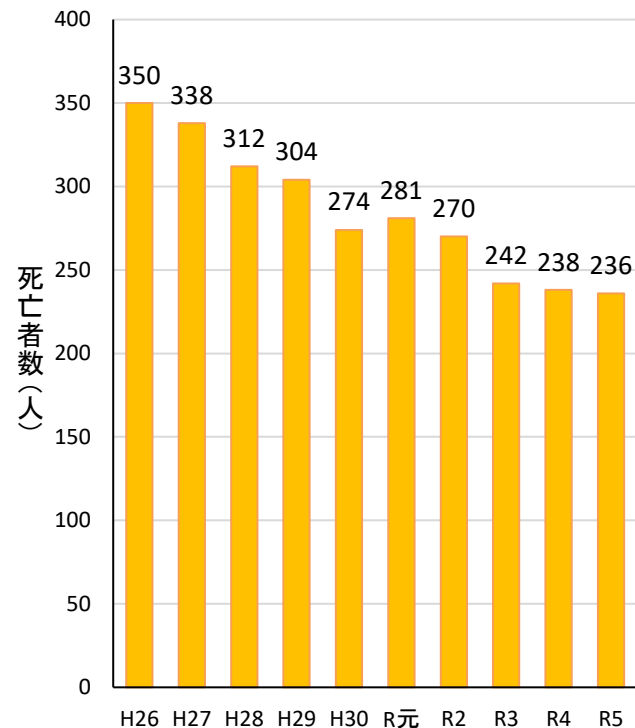
令和 7 年10月
農産局

農林水産省

令和5年に発生した農作業死亡事故の調査結果（概要）

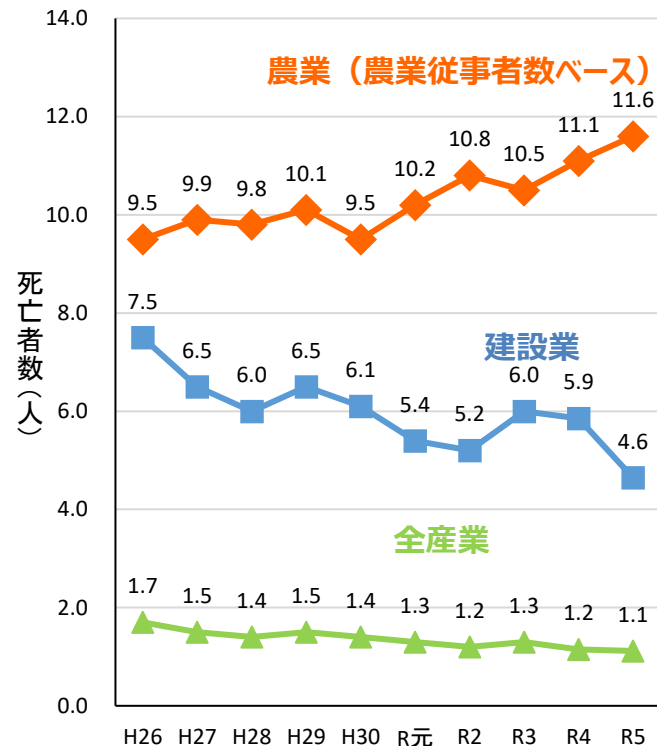
- 令和5年の農作業事故死亡者数は236人であり、前年（令和4年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と依然として増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 就業者一人当たりの平均耕作面積は10年前と比べて約1.7倍に上昇。死亡事故リスクの高い農業機械を扱う就業者当たりの作業面積も急増していることが想定され、これが10万人当たりの死亡事故者数の増加要因の一つとなっている可能性。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

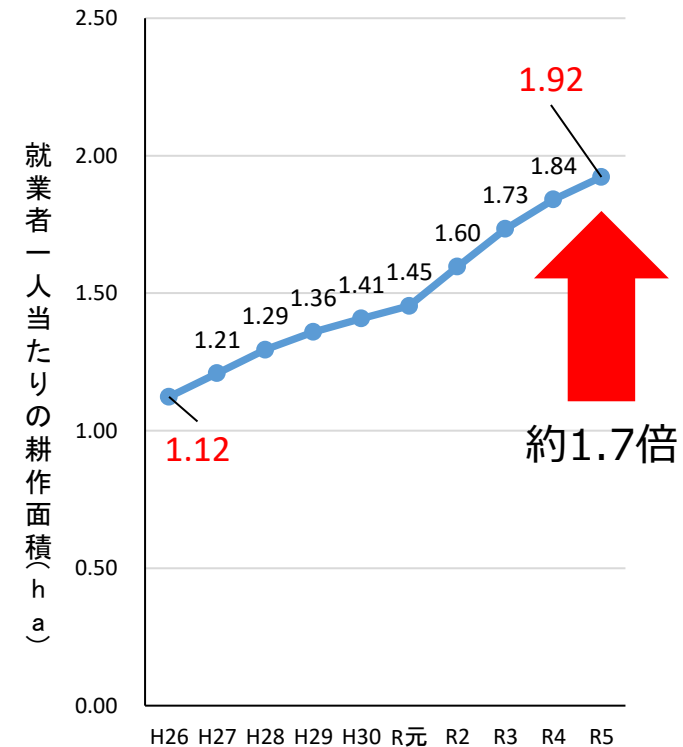
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

就業者一人当たりの平均耕作面積

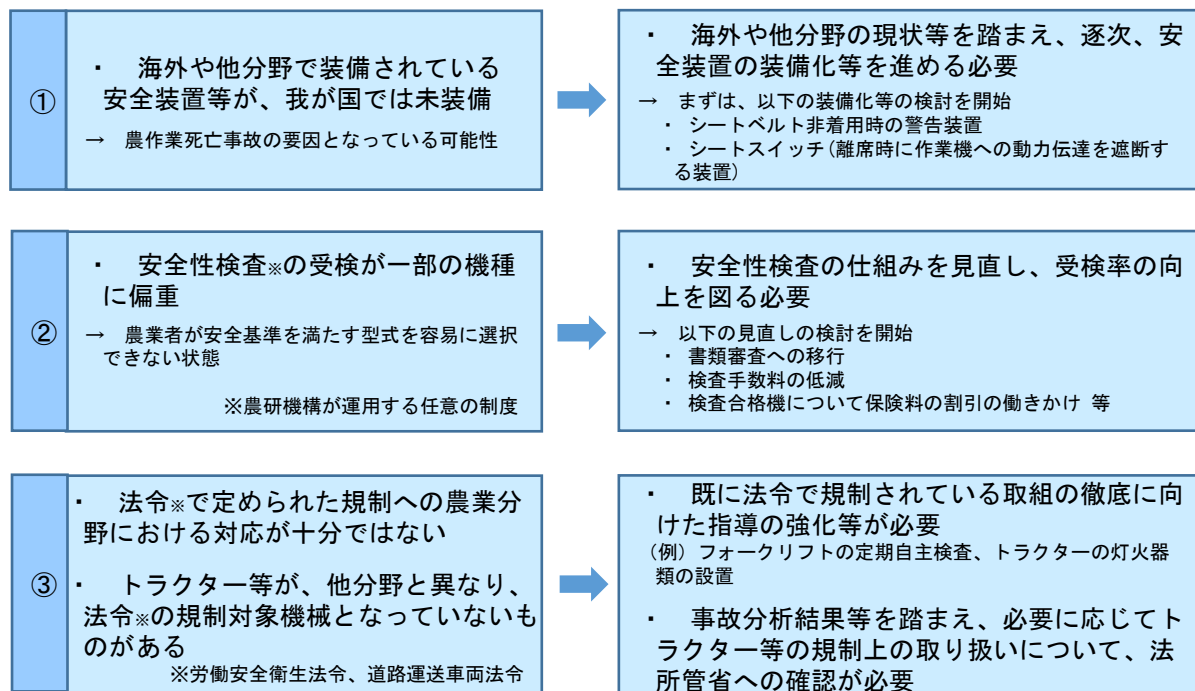


耕作面積：面積調査（農林水産省）
就業者：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）

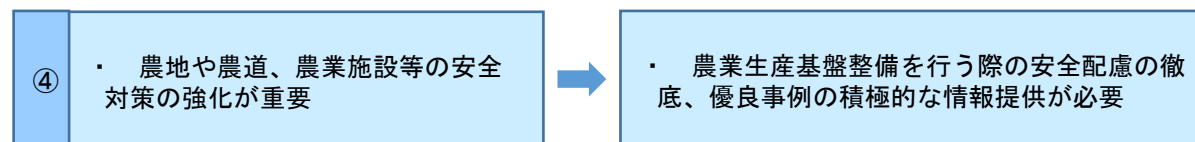
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

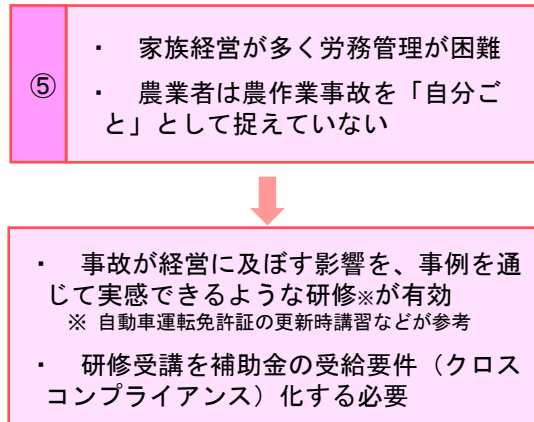


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

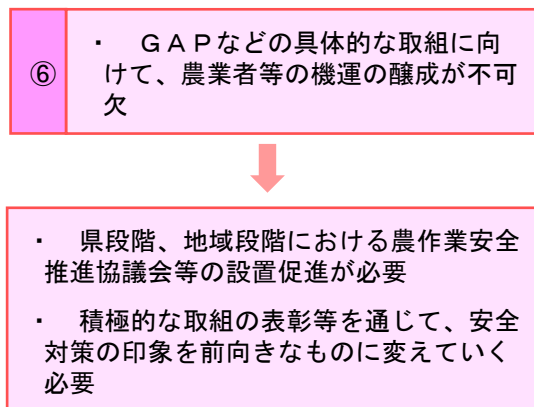


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

1 農業機械の安全対策の強化

（１）農業機械の安全性能の強化

（２）安全性検査制度の見直し

（３）法令で定められた対応の徹底

（４）法令における農業機械の位置づけの確認

2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化

（１）農地、農道の安全対策

（２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

1 研修体制の強化

（１）事故事例に関する研修の充実・強化

（２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底

2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

（１）農作業安全推進協議会等の設置推進

（２）農業者の積極的な取組紹介の強化

新しい安全性検査制度の進捗状況

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさを向上すると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。

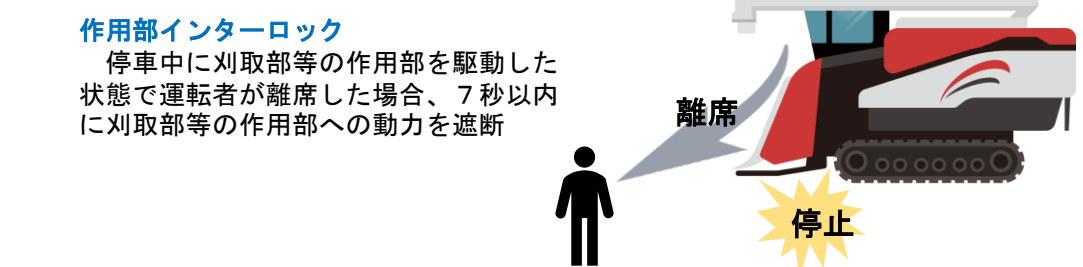
<対象機種>

農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

<新たな安全性検査基準の主な強化点>

- 乗用型トラクター
 - ・ シートベルトリマインダー
（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
 - ・ PTOインターロック
（車両が停止している際の離席によりPTO軸への動力を遮断）
- 自脱型コンバイン、乗用型田植機
 - ・ 作用部インターロック ※2027年度から正式に基準化

自脱型コンバインの安全装置イメージ



<受検状況>

新たな安全性検査制度の下、順次合格機が公表されています。
※農用トラクター（乗用型）：43型式、
コンバイン（自脱型）：4型式（令和7年9月末日時点）

合格機の例



出典：(株)クボタ、井関農機(株)、ヤンマーアグリ(株)、三菱マヒンドラ農機(株)各社より提供

購買行動対応の強化

- 農業現場における安全な農業機械の導入をより一層推進していくためには、安全性検査の受検率の向上を図る必要。
- 受検率向上の前提として、農業者が安全性検査合格機を優先的に選択する環境を整える必要があり、安全性検査の認知度を向上するための取組として、農業機械公正取引協議会が定める農業機械の表示に関する公正競争規約及び同施行規則等に各農業機械メーカーのHPやカタログ等の見やすい位置に合格証票を掲載する旨を規定。
- 農林水産省においても、令和7年度より補助導入機を安全性検査に合格したものの中から選定する運用を開始。

安全性検査合格証票の掲載について

農業者における安全性検査の認知度向上、及び合格機を選定しやすくするため、WEBやカタログ等における合格証票掲載の原則ルールを規定

● Webページでの掲載例

(商品一覧ページに掲載)

*は、2025年4月以降の安全性検査合格機である

○○シリーズ

△△シリーズ

*○○A25PS

*○○A35PS

*○○B20PS

*○○B30PS

安全性検査合格証
SAFETY CERTIFICATE 2025
農研機構

(商品詳細ページに掲載)

*は、2025年4月以降の安全性検査合格機である

トラクタ○○シリーズ

*○○A25PS

*○○A35PS

安全性検査合格証
SAFETY CERTIFICATE 2025
農研機構

● シリーズ機のカatalogでの掲載例

(おもて)

トラクタ
○○シリーズ

○○A25PS
○○A35PS

安全性検査合格証
SAFETY CERTIFICATE 2025
農研機構

□□農機(株)
2025年7月作成

(うら)

(主要諸元)

販売型式名	○○A25PS	○○A35PS
区分		
駆動方式	4輪駆動	
機体寸法		
安全性検査合格番号	NAR025/○○	NAR025/●○
運転免許	大型特殊	

安全性検査合格証
SAFETY CERTIFICATE 2025
農研機構

補助事業等の要件化

国の補助事業等を活用して対象の農業機械(※)を購入・リースする場合は、安全性検査合格機の中から選定することを要件として求めるよう、事務次官依命通知を発出

対象機械

安全性検査の対象になっている

- ・ 農用トラクター(乗用型/歩行型)
- ・ 田植機
- ・ コンバイン(自脱型)
- ・ 乾燥機(穀物用循環型)

かつ

令和7年度以降新たに発売される型式の農機

国の補助金等を活用し
導入する場合は
安全性検査に合格した
型式から選定



安全性検査
合格証票

新しい安全性検査制度の今後

- 令和7年4月より、農用トラクター（乗用型）等5機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
- 農用トラクター（歩行型）、コンバイン（自脱型）、田植機（乗用型）は、令和9年度に新たな検査基準を正式適用。
※これらの検査基準は、令和8年度までは任意適用。
- スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業機については、対象機種への追加に向けた対応を継続。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
農用トラクター（乗用型）		新基準 （シートベルトリマインダ、PTOインターロック等の追加）			
農用トラクター（歩行型）		新基準		（自動速度けん制装置等の追加）	
コンバイン（自脱型）		新基準		（作用部インターロック等の追加）	
田植機（乗用型）		新基準		（作用部インターロック等の追加）	
乾燥機（穀物用循環型）		新基準 （昇降用はしごの構造要件等の追加）			
スピードスプレーヤー	旧 基準 合格証の貼付は令和9年度まで	新基準 ※令和9～11年度の運用開始を目指す			
上記以外の機種		農用運搬車と農用高所作業機は、安全性検査の対象機種への追加に向けて、農業機械の安全性能アセスメント事業の結果を踏まえ、基準策定に向けた検討準備を進めていく。 一般性能試験（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種はJ A 共済連のHPで公表。 ただし、J A 自動車共済の農業用安全自動車割引が適用される型式に限る。			

※1 令和7年度から新基準を適用となった5機種について、令和9年度以降に適用される基準についても前倒し受検可能。
※2 安全性検査合格証の機体への貼付は、受験後の安全性検査基準の変更日を起点とし、新たな基準変更年度から起算して3年度を限度とする。

- 転落・転倒事故や挟まれ事故が多く発生しており、安全装備検査基準の十分な検討が必要なスピードスプレイヤー（以下「SS」という。）については、農作業安全検討会の下に安全性検査基準検討部会SS分科会（以下「SS分科会」という。）を設置して、具体的な対応を検討中。

安全性検査基準検討部会スピードスプレイヤー分科会 開催要領

令和4年1月
令和7年6月改訂
農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の（3）の規定に基づき、「安全性検査基準検討部会スピードスプレイヤー分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査における基準の見直しに向けて、スピードスプレイヤーが具備すべき安全性能に関する検討を行うこととする。

2 構成

- （1）分科会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）分科会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- （1）分科会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- （2）分科会における検討結果等は、農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査基準検討部会スピードスプレイヤー分科会 委員名簿 （令和7年6月時点）

狩野 克美	(株)ショーシン経営企画室副室長兼技術部長兼品証部・製造部 ADV
川口 尚	(一社)日本農業機械工業会 常務理事
齋藤 剛	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 部長
清水 一史	(国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部長
手島 司	(国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価 グループ長
藤盛 隆志	(一社)日本農業機械化協会 専務理事
宮原 一昭	(株)やまびこ 開発本部 OPE開発部 大型開発第一課 主査
湯浅 一康	(株)丸山製作所 品質ものづくり統括部 技術課長

(オブザーバー)
経済産業省 製造産業局 産業機械課

(敬称略、50音順)

スピードスプレーヤー（SS）の安全対策の検討状況

- 累次のSS分科会において、SSの主な事故要因である「転落・転倒」、「挟まれ」対策の基準化について検討の上、それぞれの安全対策骨子を定めたところ。令和7年7月のSS分科会では、安全基準の具体化について議論。
- 「転落・転倒」については、SS用安全キャブ・フレーム(以下「ROPS」という。)の強度試験方法を確立するため、メーカーと農研機構が共同し、小型トラクター用ROPS強度試験方法のSSへの適用の妥当性を検証するための転倒試験を実施中であり、令和8年度上期までに強度試験方法案策定を目指す。なお、特に棚栽培ではROPSを装備したSSの作業性が課題となることから、本年7月に現地調査を実施した。
- 「挟まれ」については、安全性検査の開始に先立って型式ごとに枝下空間条件を示し、型式に応じた当該空間を確保するよう注意喚起するチラシを作成して周知を開始。安全性検査の基準となる具体的な対策（運転者に危害が及ばない構造）については、現在、メーカー各社において素案を検討中。

「転落・転倒」安全対策骨子

トラクターのROPS強度試験をベースとした、SSのROPS（安全キャブ・フレーム）強度試験に適合するROPS及びシートベルト（シートベルトリマインダー含む）を装備するという考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

「挟まれ」安全対策骨子

取扱説明書等で使用者に対して、作業道における安全に作業可能な枝下の高さや幅や枝下の空間条件等（以下「枝下空間条件」という。）を提示する、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

当該型式が規定する枝下空間条件を満たさない位置にある枝等によって運転者に危害が及ばない構造であること、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

○SSのROPS強度試験方法の確立に向けた転倒試験等を実施中

試験用ROPSを装備したSSの転倒試験を行い、小型トラクター用ROPS強度試験の負荷算出と比較し、当該試験のSS用ROPS強度試験としての妥当性を検証する。



日農工・SSメーカー連名での啓発チラシを作成し、周知を開始

具体的な対策について各メーカーにて検討中

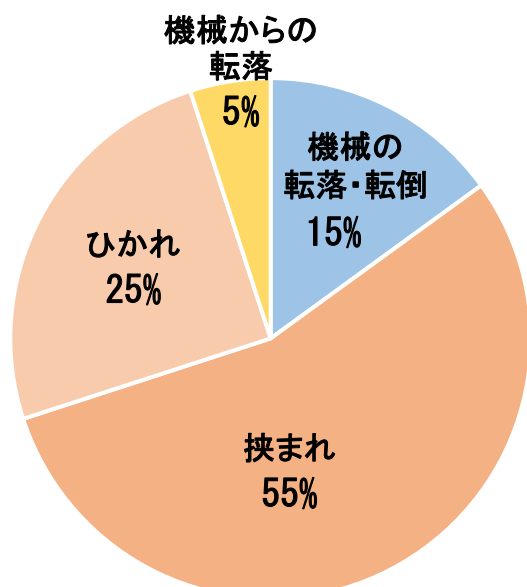


啓発チラシ

製品アセスメント（農用運搬車、農用高所作業機）の実施状況

- 累次の農作業安全検討会での議論により、検査実績が十分ではない機種は、安全性能を評価及び公表する製品アセスメントを行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、安全性検査対象機種への移行を進めることとされている。
- 令和4～5年度は農用運搬車を対象に製品アセスメントを実施し、令和6年度より農用高所作業機に着手。令和7年度は、農用高所作業機の実機を用いた各種試験を実施中。

農用高所作業機にかかる
農作業死亡事故の割合



農作業死亡事故調査（農水省）を基に集計
平成25～令和4年、n=20

リスクアセスメントにおける主な評価項目（令和6年度策定）

機械の転落・転倒対策	安定角・分担荷重測定試験（傾斜時の安定性）
挟まれ・ひかれ対策	歩行後進運転時の安全装置（緊急停止ボタン等）
機械からの転落	転落防止の安全装置（安全帯、ガードレール等）
	作業台の挙動確認（昇降・旋回速度等）

16型式※でリスクアセスメントを
実施予定（令和7年度）

※垂直昇降型5、ブーム型11

安全性検査の対象機種とすることを検討



垂直昇降型農用高所作業機の安定角試験イメージ

＜対策のポイント＞

より安全な農業機械の普及促進を図るため、農業機械の安全性能評価を行うための試験・評価手法を活用し、安全性能アセスメントを実施します。

＜事業目標＞

農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

農業機械の安全性能評価を公表することで、メーカーに対し安全性の高い農業機械の開発を促すとともに、農業者が安全性の高い農業機械を選択しやすい環境を整備し、安全な農業機械の普及促進を図ります。

○安全性能アセスメントの実施

令和6年度に策定した農用高所作業機に係る試験手法及び評価手法を用いて、市販されている農用高所作業機について安全性能に関する試験を実施し、その結果を公表します。

＜事業イメージ＞

○安全性能アセスメントの実施

＜実施イメージ＞

令和6年度に策定した農用高所作業機に係る試験手法及び評価手法

安全性能に関する試験の実施例



【墜落抑止用器具の安全性能確認】



【転倒角試験】

評価結果を広く公表

農業者が安全性の高い農業機械を選択しやすい環境を整備し、安全な農業機械の普及促進を図る

＜事業の流れ＞

国

委託



民間団体等
(研究機関、大学を含む)

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底**
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認**
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）事故事例に関する研修の充実・強化
 - （２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）農作業安全推進協議会等の設置推進
 - （２）農業者の積極的な取組紹介の強化

労働安全衛生法令における農業機械の扱い

- 「中間とりまとめ」では、現行の労働安全衛生法令において農業機械に個別の規定が設けられていないことから、事故の発生状況等を分析し、規制上の取り扱いについて確認すべきと整理された。
- 農業の労災事故による死亡者は概ね10人台で推移し、このうち自走可能な農業機械による死亡災害は毎年発生しているなど農業機械の事故実態を踏まえ、令和6年2月より、厚生労働省において、農業関係者等を参集して農業機械の規制の必要性等を検討する「農業機械の安全対策に関する検討会」が行われているところ。
- 同検討会において、今後、労働安全衛生法令による規制の対象となる農業機械や規制の水準等について、検討が進められる予定。

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱（抜粋）

1 趣 旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」（令和3年2月25日～）の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」（令和3年5月）では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

- 2 検討事項**
- （1）車両系農業機械の規制の必要性
 - （2）車両系農業機械の具体的な安全対策
 - （3）その他

検討会におけるこれまでの検討経過

- 第1回（令和6年2月）**
- ・ 農業における労働災害等の状況
 - ・ 農業機械の流通状況
 - ・ 今後の議論の進め方等について
- 第2～4回（令和6年3～6月）**
- ・ 農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒアリング
（農業機械の使用実態、安全対策等）
 - ・ 農研機構における安全性検査制度の概要
- 第5～7回（令和6年8～11月）**
- ・ 関係機関の農作業安全に係る取組紹介
 - ・ 今後の検討の進め方等

農業機械に係る安全教育体制の強化

- 厚生労働省において「農業機械の安全対策に関する検討会」が開催されているところであるが、農林水産省としても農業機械による事故の低減に向けて、安全教育体制の強化が必要という認識の下、補助事業により農業機械に係る農作業事故防止の為の安全教育体制の整備を推進中。
- 農業機械関係団体、農業者団体、農業機械メーカー等によるコンソーシアムを形成し、座学・実技教育のカリキュラム作成や講師育成に取り組んでいるところ。

農業機械の安全教育実施体制の強化の取組状況

1 教育カリキュラム・テキストの策定

- ・ 農業機械の学識者や安全衛生の有識者等も参集する検討会を開催し、教育カリキュラムやそれに基づく講師養成テキストの内容を検討。
- ・ 教育カリキュラムに基づき、コンソーシアムメンバーの農業機械メーカーにおいて、実技教育の試行を実施し、実技内容を確認・評価。

2 オンライン安全教育実施体制整備

- ・ 既存のオンライン安全教育システムについて、ヒアリング調査の上、農業機械の安全教育に係るシステムを構築中。

3 安全教育の講師育成

- ・ 1で策定した教育カリキュラム案、講師養成テキスト案を基に、講師を育成。

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業

【令和6年度補正予算額 35百万円】

<対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農業機械の安全な作業に対する教育体制の構築を行います。

<事業目標>

農作業事故による死者数の減少

<事業の内容>

安全教育の実施体制の整備

農業機械作業中の労働災害を防止するため、高度な知識や技能を持つ指導者の育成やそのための研修カリキュラムの検討等の取組を支援し、農業機械を扱う労働者等に対して農業機械の安全な操作方法等を体系的に教育する体制を速やかに構築します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

安全教育の実施体制の整備



座学・実技方法等の検討



教育実施に向けた講師の育成

民間企業等による農業機械を扱う労働者等に対する安全教育の実施



座学教育

自宅やJA等の共用PCでE-learning



講師による集合研修

（オンライン・対面等）



実技教育

農業機械を使った技能向上

農業機械を扱う労働者等が安全な操作方法を習得することにより、農作業事故による死者数の減少を実現

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2107）

労働安全衛生法令の改正

- 近年の労働災害発生状況等の背景を踏まえ、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等の措置を行う改正労働安全衛生法（以下「改正安衛法」という。）が令和7年5月に成立。
- 改正安衛法に基づき、令和9年4月より労働者と同一の場所において作業する個人事業者等に対しても、危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講等が義務付けられる。

改正安衛法における個人事業者等自身の義務（R9.4.1施行）

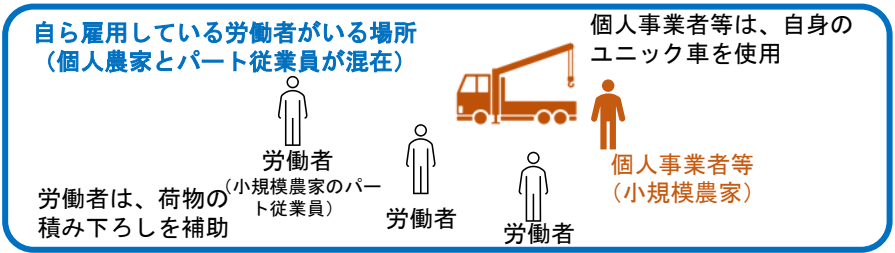
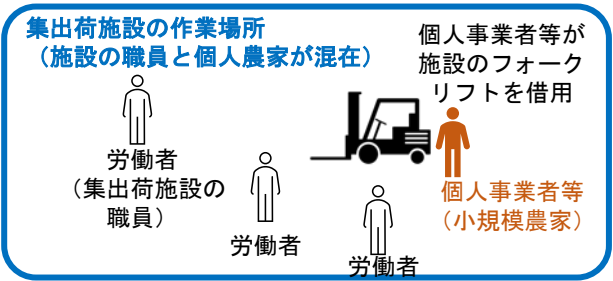
個人事業者等（注）自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、

- ① 構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止
- ② 特定の機械などに対する 定期自主検査 の実施
- ③ 危険・有害な業務に就く際の 安全衛生教育の受講 等を義務づけ

（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象。
例えば、個人経営体農家がパート従業員を臨時雇いした場合でも、安衛法上は「事業者」となる。

農業分野において想定されるケース

- （ケース1）
集出荷施設において、個人事業者等（小規模農家等）が施設の労働者が働いている場所で最大荷重1トン未満のフォークリフトを使用して農作物を納品する場合
- （ケース2）
個人事業者等（小規模農家等）が、自ら雇用している労働者がいる場所での荷物の積み下ろしにつり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン（ユニック車等）を使用している場合
（※）肥料等農業資材や収穫物等



- 改正安衛法でのルール
- ・ 個人事業者等は、特別教育を受講する必要。
 - ・ 個人事業者等は、構造規格や定期自主検査が適正に実施されている安全なフォークリフトを使用する必要。

- 改正安衛法でのルール
- ・ 個人事業者等は、クレーンの使用と付随業務となる玉掛の業務についても特別教育を受講する必要。
 - ・ 個人事業者等は、構造規格や定期自主検査が適正に実施されている安全なクレーンを使用する必要。

※ フォークリフト、クレーン、玉掛の業務について、使用する機械の最大荷重によって規定されている構造要件や検査、受講すべき安全衛生教育（技能講習・特別教育等）が異なり、取り扱う機械によっては、改正前の安衛法においても個人事業主を含む全ての従事者が免許取得・技能講習受講が必要があるものもある。

※ ここで示した「個人事業者等自身の義務」は、改正の一例であり、その他の改正の概要は次項を参照。今後、厚生労働省において施行に向け、関係省令等の労働政策審議会安全衛生分科会での審議、施行通達等の準備を行う予定。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

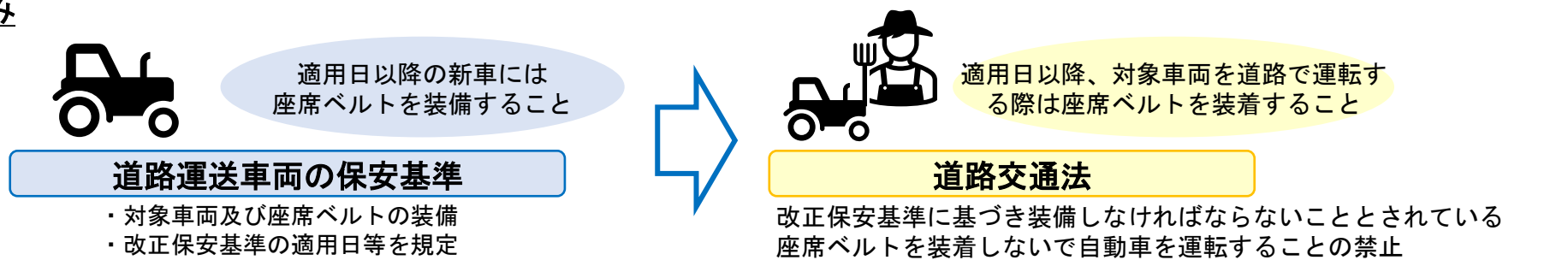
施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

道路運送車両法令・道路交通法令関係

○ 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、令和6年8月の本検討会において座席ベルト義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（本年3月開催）において、農耕トラクタへの座席ベルト装備の義務化を提案し、**本年6月に改正保安基準が公布**された。基準適用日（令和9年1月1日）以降に生産された新車※（以下「対象車両」という。）が対象となることから、現在、農林水産省においても、**基準適用日に向けて農業現場への周知を進めているところ**。

制度のしくみ



対象車両であることが判断できるよう、目印を措置

外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン（横型／縦型）
面積目安：3,000mm²以上

座席ベルト着用義務車

座席ベルト着用義務車

対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ（項目追加型／別貼付型）

農業機械の種類	
型 式 名	
区 分	
発 売 元	
製 造 会 社	
製 造 番 号	
座 席 ベ ル ト 着 用 義 務 車	

農業機械の種類	
型 式 名	
区 分	
発 売 元	
製 造 会 社	
製 造 番 号	
座 席 ベ ル ト 着 用 義 務 車	

○○○○年製造
または
座席ベルト着用義務車
等を示す。

おもて

シートベルト着用義務化



道路運送車両の保安基準改正^(※)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。 令和7年6月17日公布



義務化はいつから？

令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された
座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。

※ステッカーのイメージ



座席ベルト着用義務車



座席ベルト着用義務車

違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。

農林水産省

裏面へ

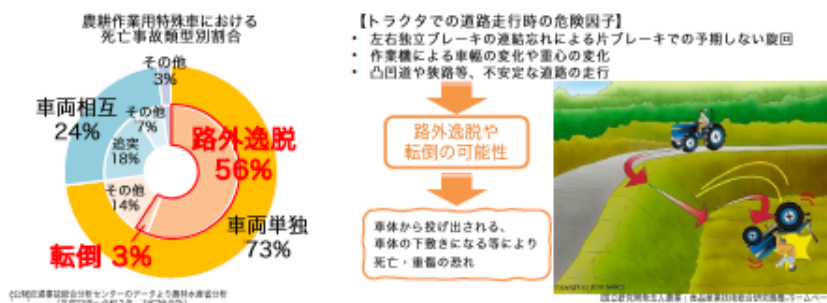
うら

シートベルトを締めましょう！

シートベルト着用は、
トラクタの死亡事故率低下に有効です

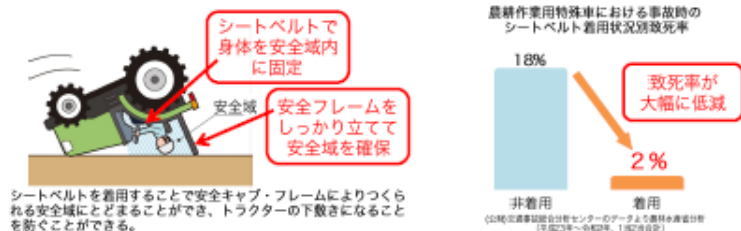
トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による**路外逸脱・転倒**が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。



シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使うことが重要！



参考情報

農林水産省ホームページもご覧ください。

シートベルト着用義務化について

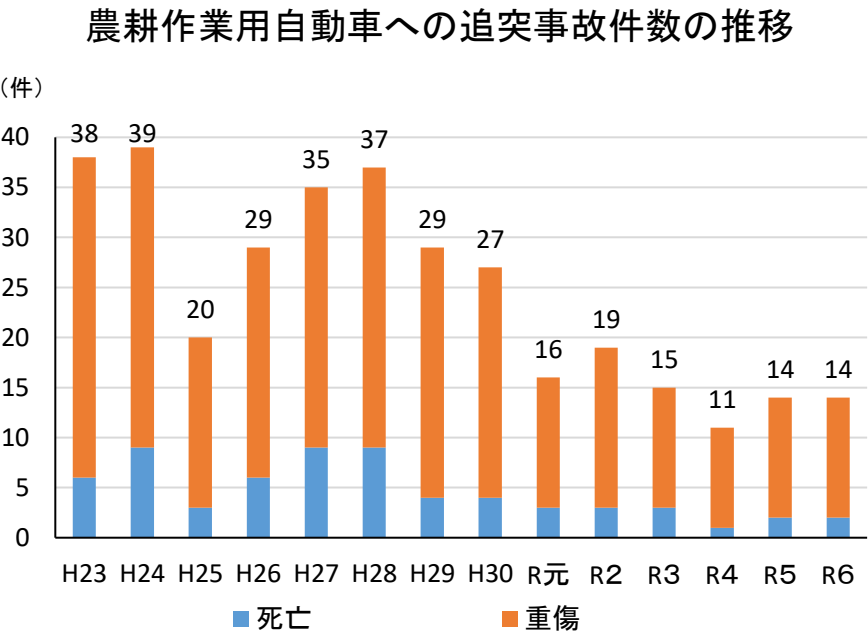
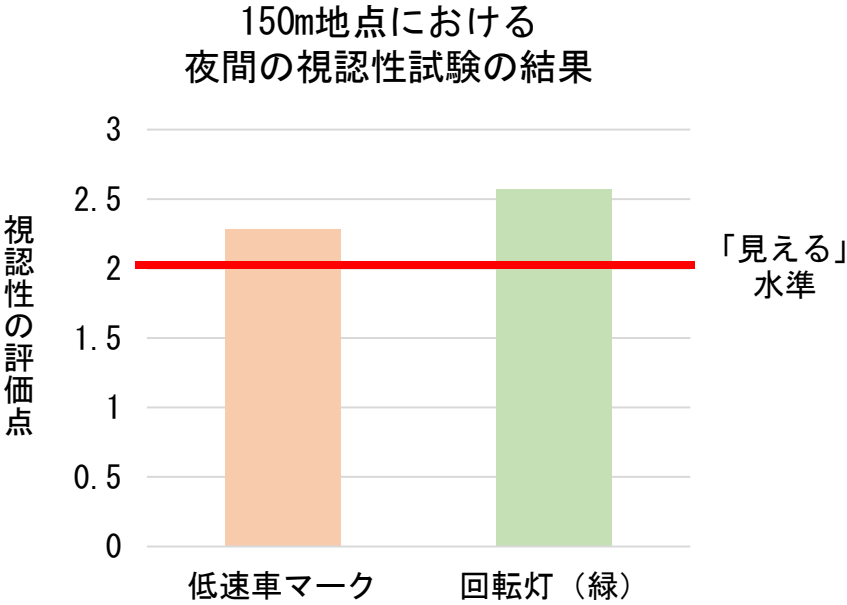


(乗用)シートベルトについて



追突防止機器の視認性確認結果について

- 過去の検討会において、公道で追突を受ける事故の防止対策として、「回転灯」装備のための検討の必要性が指摘されたことを踏まえ、「回転灯」と安全性検査の基準として適用されている「低速車マーク」の視認性の比較試験を実施。
- その結果、150m地点における夜間の視認性について、現状禁止灯火である「回転灯」と「低速車マーク」を比べたところ、同等であることが確認された。
- 安全性検査で「低速車マーク」が平成25年度に基準適用され、平成28年度以降、追突事故の発生件数が減少傾向で推移しており、本調査結果を踏まえれば当該装備が事故発生件数の減少に寄与していると考えられるため、引き続き「低速車マーク」の普及促進を図る。



※ 視認性の評価点基準 0：見えない、1：ぼんやり見える、2：見える、3：よく目立つ
※ 低速車マークについてはハイビームで照射した際の視認性を確認。

※ 追突事故のうち、農耕作業用自動車が第2当事者で、農耕作業用自動車の衝突部位が後部の事故を計上。

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）**事故事例に関する研修の充実・強化**
 - （２）**クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底**
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）**農作業安全推進協議会等の設置促進**
 - （２）**農業者の積極的な取組紹介の強化**

令和7年度の農作業安全対策の推進方針

<重点推進テーマ> 学ぼう！正しい安全知識

～農業機械作業研修・熱中症対策研修の拡大と充実、未熟練農業者への研修実施～

<強化期間> 熱中症対策研修実施強化期間：令和7年5月1日～7月31日（3ヶ月間）

農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日～令和8年2月28日（3ヶ月間）

- <推進目標>
- ① 農業機械作業研修の回数の拡大と充実
 - ② 熱中症対策研修の回数の拡大と充実
 - ③ 未熟練農業者を対象とした専用研修の実施

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

○ 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって、推進目標に即した研修を重点的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農業機械作業研修実施強化期間			

その他の取組

- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

熱中症対策研修実施強化期間

- 近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における熱中症による死亡者の割合は増加傾向にあり、令和5年の機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が37人（15.7%）と最も多く、熱中症対策の強化が急務。
- このため、昨年度より気温が上昇する前の初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施し、農林水産省が作成した啓発資材等を活用した啓発活動を全国展開。

研修資材

農林水産省が作成した以下のような研修資材を活用。必要に応じて、農水省HPに掲載のその他研修資材も利用しながら、現場の現状に即した熱中症対策に係る知識の習得を図る。

参考：令和7年度熱中症対策研修用資材等



熱中症対策研修テキスト

熱中症対策に係るパンフレット

研修のポイント

① 熱中症の危険性を周知

農林水産省が提示するコンテンツ等を活用し、30分程度の「熱中症対策」のみをテーマとした研修を実施。



② 熱中症対策アイテム研修の実施

令和6年度補助事業で作成された「熱中症対策アイテム」の活用方法や効果を整理した啓発資材等を用いて、アイテムの積極的な利用を働きかける研修を実施。



③ 同じ地区で複数回実施を推奨

より多くの人に熱中症の知識をつけてもらうため、同じ地区で研修を複数回実施することも検討。

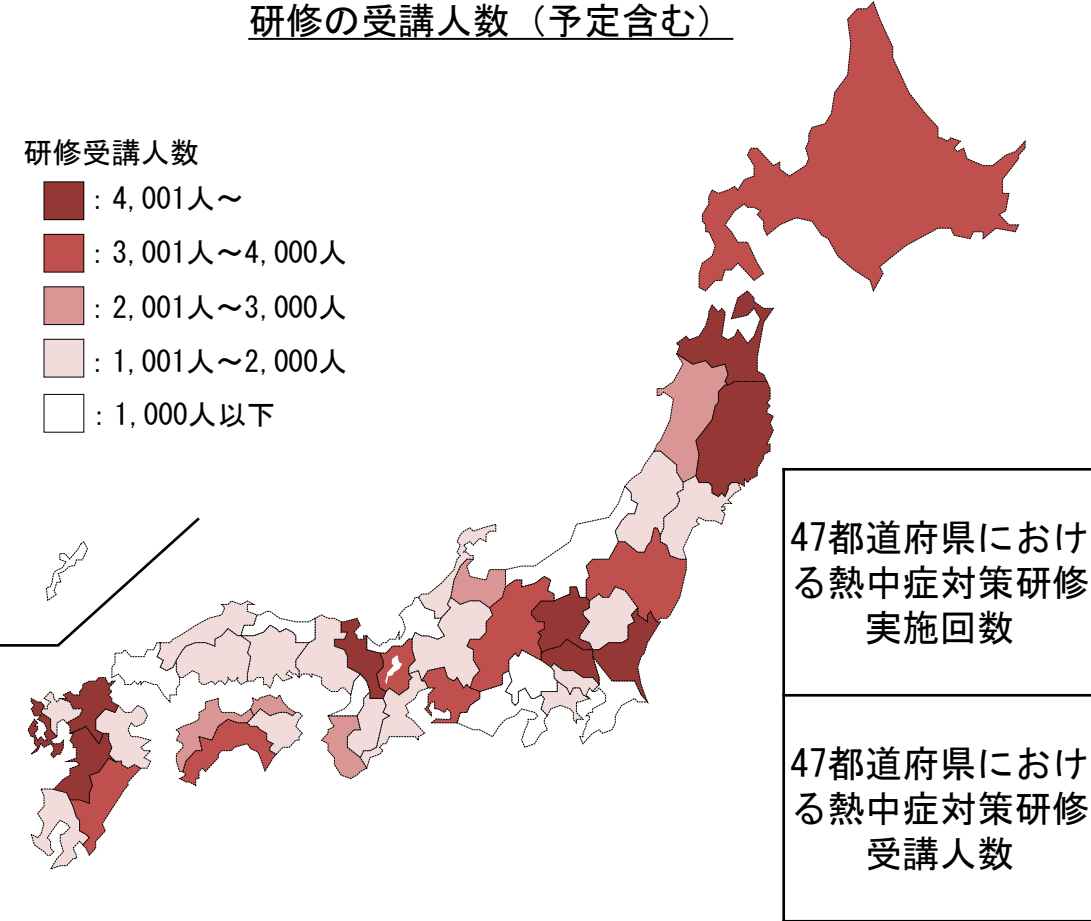


熱中症対策をテーマとした研修風景
（長野県の優良事例から抜粋）

令和 7 年度における熱中症対策研修受講人数（8 月末の報告）

- 令和 7 年度の熱中症対策研修の受講人数は136,327人。前年度（令和 6 年度）の実績から約1.3倍、前々年度（令和 5 年度）の実績から約5.7倍に拡大。
- 実施回数は4,442回。前年度（令和 6 年度）の実績から約1.6倍に拡大、前々年度（令和 5 年度）の実績から約5.7倍に拡大。

研修の受講人数（予定含む）



	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
47都道府県における熱中症対策研修実施回数	779	2,805	4,442※ 1
47都道府県における熱中症対策研修受講人数	24,114	101,020	136,327※ 1

※ 1 : 令和 7 年 8 月 2 9 日時点で報告を受けた値（予定も含む）

農業機械作業研修実施強化期間

- 農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）を農業機械作業研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施する（実施時期は都道府県や地域毎に変更可）。
- 「農業機械作業研修実施強化期間」では、最大の事故要因である農業機械事故の安全知識の向上を主なテーマとして、農林水産省作成のコンテンツを使用した30分程度の研修を全国展開する予定。（農業機械作業安全基礎研修）

研修資料

全ての農家を対象とした、共通して身につけておく必要のある知識を習得するための研修であり、農林水産省が提示している研修資料等を活用した、現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図るもの。

参考：令和6年研修資料

農作業安全チェック ～乗用型トラクター～

事故事例

①農道からの転落事故（軽傷）
【概要】 緩い下り坂で直角のカーブを左折時、ブレーキを踏んだところ、急旋回し水田に転落した。
【考えられる原因】
①ブレーキペダルが連結されていない
②急旋回時の確認・目印設置ができていなかった
軽微で済んだ理由：シートベルトをしていたので投げ出されておらず安全フレームを立てていたため、完全に下敷き

農作業安全チェック ～トラクターの公道走行と免許～

公道走行のためのフローチャート
あなたのトラクターは、
幅が1.7m 幅が2.5m 最高速度が35km/h 最高速度が15km/h
最高速度が35km/h 最高速度が35km/h ⑥
最高速度が15km/h 最高速度が15km/h ③
⑤ ④

該当の番号を確認してください！

①②③④大特免許（第1）
○必要装備等
①作業機への灯火照度等の設置
②作業機への灯火照度等の設置
③作業機への灯火照度等の設置
④作業機への灯火照度等の設置
⑤作業機への灯火照度等の設置
⑥作業機への灯火照度等の設置

⑤小特免許
○必要装備
①作業機への灯火照度等の設置
②作業機への灯火照度等の設置
③作業機への灯火照度等の設置
④作業機への灯火照度等の設置
⑤作業機への灯火照度等の設置
⑥作業機への灯火照度等の設置

⑥大特免許（第1）
○必要装備等
①作業機への灯火照度等の設置
②作業機への灯火照度等の設置
③作業機への灯火照度等の設置
④作業機への灯火照度等の設置
⑤作業機への灯火照度等の設置
⑥作業機への灯火照度等の設置

※1：乗用型トラクターが35km/h以上の最高速度を有する場合は、けん引免許も必要です。
※2：乗用型トラクターについては、乗用型トラクターへの乗降が必須です。なお、乗用型トラクターを走行する場合は乗用型トラクターの運転席に座る必要があります。
※3：公道走行が確認されているトラクターと作業機の組み合わせは、（一社）日本農業機械工業会が公表されていますので、そちらをご確認ください。

研修のポイント

- ◆ 農業者が農作業事故を「自分ごと」と捉え、安全意識を向上させることが重要であるため、研修で以下のような項目を意識してもらう。

- ① 事故事例を踏まえた説明をする
- ② 事故の内容とその対策をわかりやすく説明
- ③ 受講後に農業者が行うべき行動を具体的に説明

- ◆ 30分程度の講習を行うことを基本とし、研修の実施回数を令和6年度よりも増やすことに加え、過去の優良事例を参考に、以下の研修の充実（シン化）に取り組む。

A（伸化）：受講人数の拡大

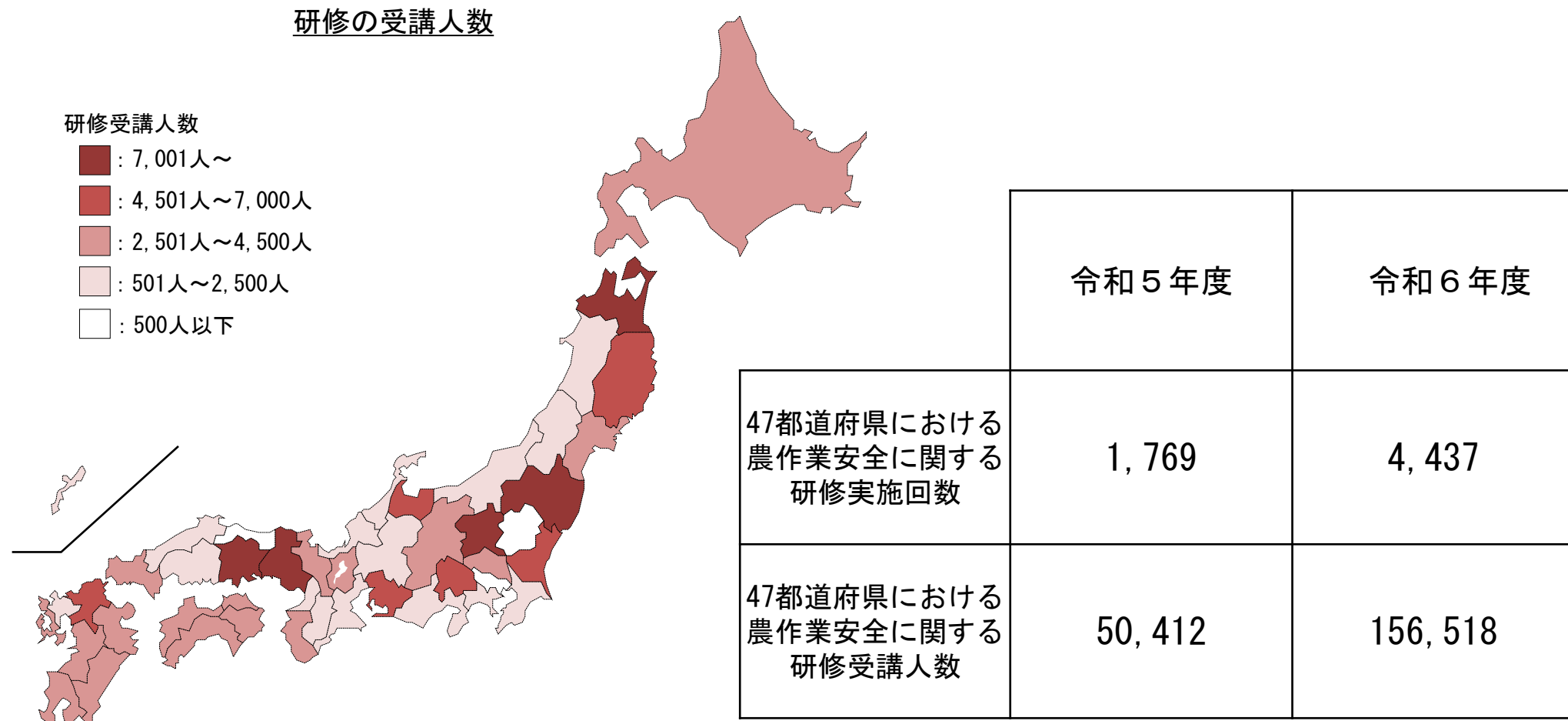
B（深化）：集中力の向上

C（進化）：研修手法の高度化

優良事例

令和6年度における農作業安全に関する研修実施状況

- 令和6年度の農作業安全に関する研修の受講人数は156,518人。前年度（令和5年度）の実績から約3.1倍に拡大。
- 実施回数は4,437回。前年度（令和5年度）の実績から約2.5倍に拡大。



研修の受講人数 合計約157,000人（12月報告時点）

未熟練農業者を対象とする専用研修の実施

- 労働者における農作業事故の発生割合について経験期間が3年以下の者が過半を占めること等を勘案し、令和7年度においては、農作業安全に関する指導者を活用した未熟練農業者への専用研修についても展開。
- 当該研修では、雇入れ時教育のために作成した労働者向けリーフレット（農作業安全を学びましょう）を活用した30分程度の研修を行うことを基本とし、50歳以上の未熟練農業者の事故率が高いことも念頭に参加者を募集するよう働きかけを行っているところ。

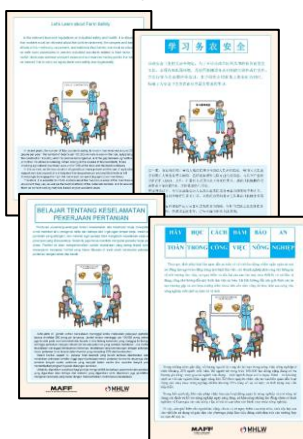
研修資料

[労働者向けリーフレット]

農業の知識が少ない方にも簡単に理解してもらえるよう作成された資料であり、機械作業や高所作業等、項目ごとに安全に農作業を実施するために必要となる事項が整理されている。



▼英語版、簡体字版、ベトナム語版、インドネシア語版も公開



講師は[事業者向けテキスト]を確認してから研修を行いましょう



研修をする上での注意事項

農作業安全推進協議会等の設置

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「**全域で設置済み**」「**同様の体制を構築済み**」の都道府県が、前回調査では11道府県であったのが、**12道府県に増加**（京都府で新たに設置）。

<取組方針>

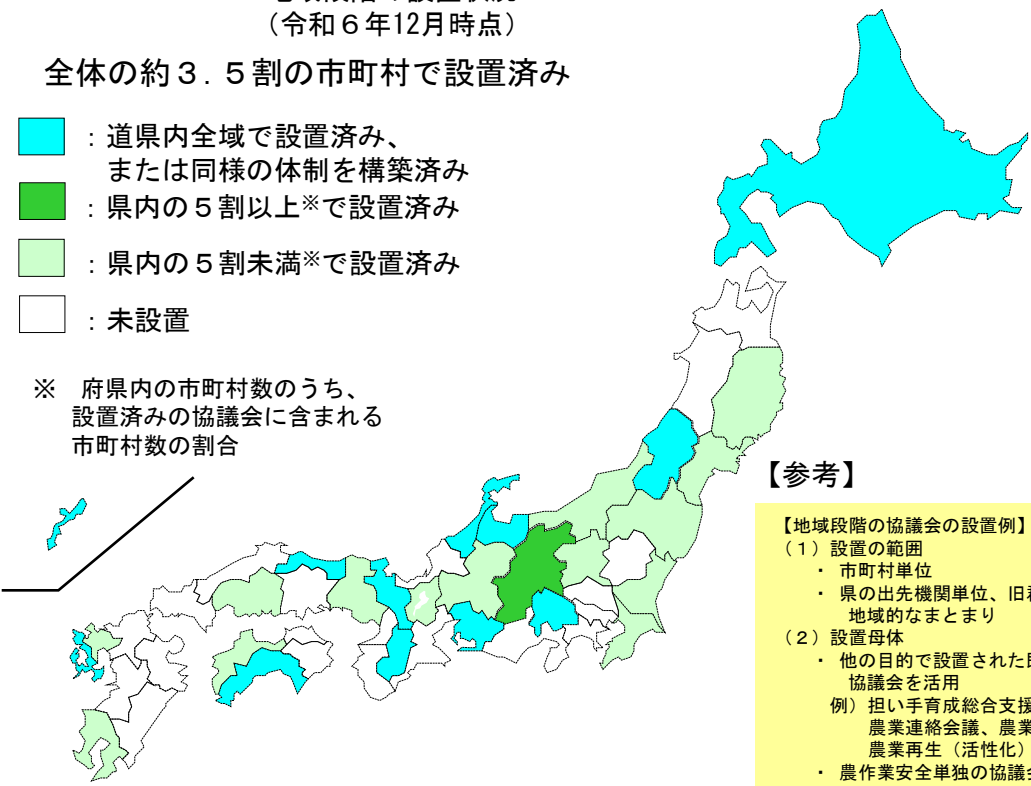
- 死亡事故が多く発生している県でも協議会が設置されていない地域（青森県、岡山県など）があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和6年12月時点)

全体の約3.5割の市町村で設置済み

- : 道県内全域で設置済み、または同様の体制を構築済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【参考】

- 【地域段階の協議会の設置例】
- (1) 設置の範囲
 - ・ 市町村単位
 - ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
 - (2) 設置母体
 - ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
 - 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生(活性化)協議会等
 - ・ 農作業安全単独の協議会を設置

都道府県別農作業事故死亡者数

都道府県名	令和5年		
北海道	12	大 阪	-
青 森	12	兵 庫	7
岩 手	5	奈 良	-
宮 城	7	和歌山	-
秋 田	5	鳥 取	-
山 形	6	島 根	-
福 島	8	岡 山	11
茨 城	7	広 島	6
栃 木	4	山 口	6
群 馬	8	徳 島	-
埼 玉	4	香 川	7
千 葉	6	愛 媛	9
東 京	-	高 知	6
神奈川	-	福 岡	4
山 梨	6	佐 賀	5
長 野	-	長 崎	4
静 岡	-	熊 本	7
新 潟	-	大 分	9
富 山	4	宮 崎	7
石 川	7	鹿児島	7
福 井	-	沖 縄	5
岐 阜	-	全国計	236
愛 知	8		
三 重	-		
滋 賀	-		
京 都	-		

注: 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
2 事故者数が0～3人の都道府県は「-」で示している。
3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡個票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。

農業者の積極的な取組紹介の強化

- 「中間とりまとめ」では、農業者の積極的な取組紹介の強化することで、農業者のみならず農業関係者における農作業安全に対する意識や活動を前向きで明るいものに変えていく取組を強化すべきであると整理された。
- これを踏まえ、令和6年度は各地域から取組事例を収集してホームページで掲載。令和7年度は、農作業安全に関する優良事例等の横展開を更に促すため、積極的な活動等を行っている地域等の表彰を行うことも検討。

令和6年度に報告のあった取組事例

実際に体感できる研修（VR）

実施主体：群馬県

- ・ VR教材については、R2年度よりJA共済連と農研機構が共同開発しており、既に様々な地域で研修が実施されている。
- ・ VR機器についてはJA共済連で管理しており、申し込むことで、送料を含め無償で貸与できる。



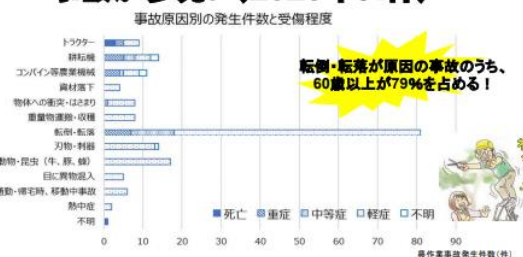
VR研修の実施風景

農作業事故の分析・リーフレットの作成

実施主体：愛知県

- ・ 市町村や全国共済連東海地区業務センターの協力により収集した事故情報について分析を行い啓発リーフレットを作成。
- ・ 農作業安全研修資料や啓発リーフレットは、各地域の農作業安全講習会等で活用。

転倒・転落が原因の事故が多発！（2023年81件）



作成したリーフレット

熱中症対策研修 商品展示及び体験

実施主体：鳥取県

- ・ 講演型研修にて熱中症による労働災害を防ぐために事業主に必要なことを説明し、対話型の意見交換にて熱中症対策の現状と課題について話し合いを行う研修を実施。
- ・ その他、熱中症対策アイテムの展示紹介・体験を行った。



熱中症アイテムの展示・体験

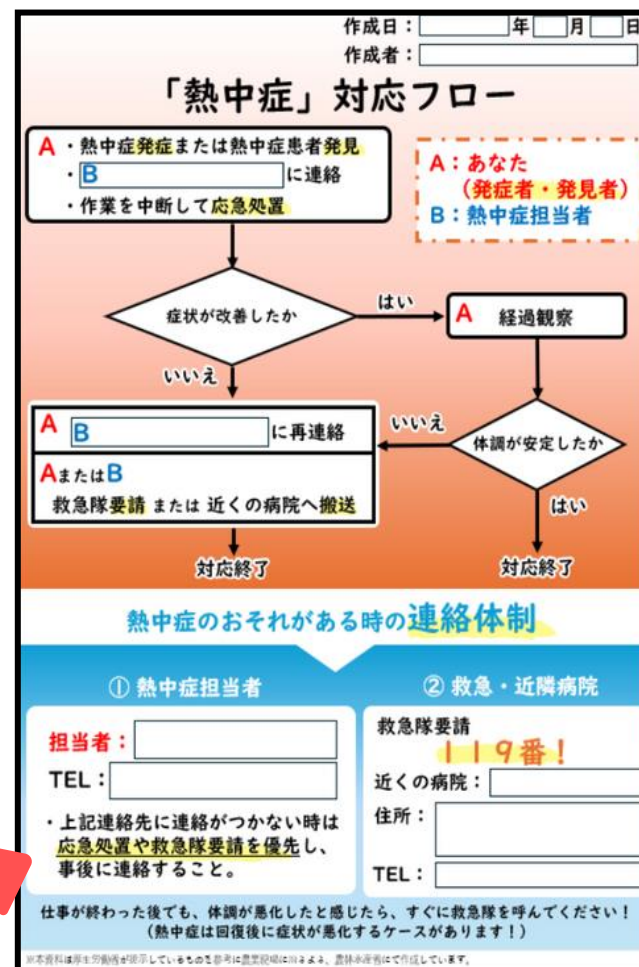
(参考資料)

- 労働者の熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することが必要であることから、厚生労働省は労働安全衛生規則（省令）を改正し、**令和7年6月1日から労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付け。**
- 事業者には労働者を雇用する農業者（法人、家族経営問わず）も対象となることから、農林水産省において、「張り紙」のひな型を作成し、**「熱中症」対応フロー**に必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど、全ての労働者に周知するよう都道府県や関係団体を通じて農業者に情報提供。

令和7年6月1日から労働者を雇用する事業者に対し、

労働者への熱中症対策を義務化

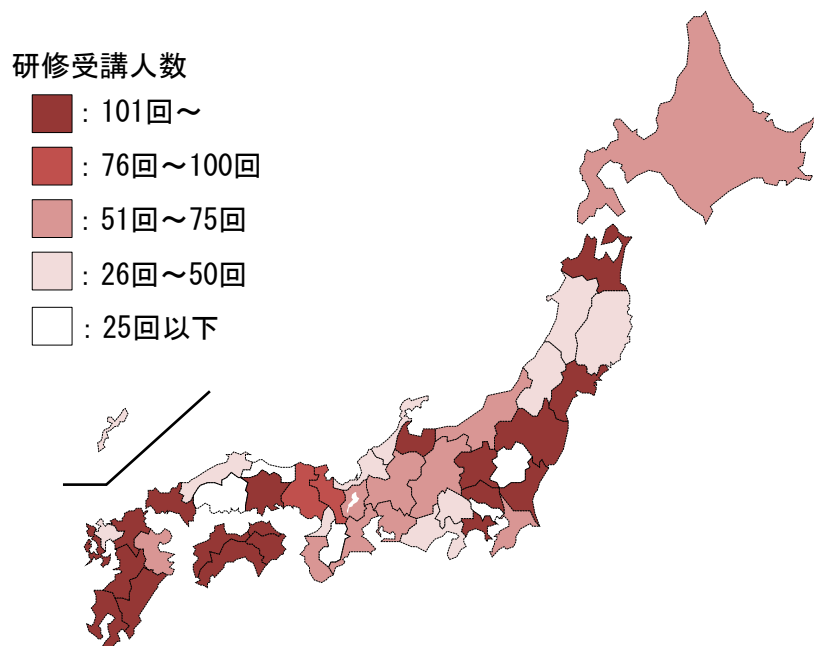
- 労働者を雇用する事業者は、熱中症があった際に対応ができるよう、以下を行い、その内容を関係作業者に周知するように義務づけている。
 - ✓ 早期発見のための体制整備
 - ✓ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 農水省は、「熱中症」対応フローに必要事項を記載し、事業所内に掲示するなど全ての労働者に周知するよう呼びかけている。



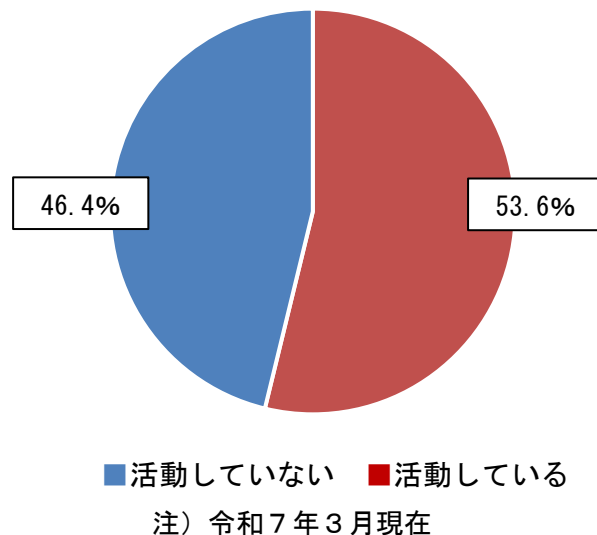
(参考) 農作業安全に関する指導者の育成・農作業安全に関する研修への活用

- 現在、全国に約6,500名の「農作業安全に関する指導者」が育成されており、令和6年度の当該指導者を活用した研修の実施回数は2,378回と、前年度の964回から大幅に拡大。一方、活用率は54%と前年度と同水準であり、引き続き指導者の活用促進が必要。
- 令和7年度においても、引き続き農林水産研修所つくば館における育成研修を通じて「農作業安全に関する指導者」の育成を図るとともに、当該指導者を活用した研修の実施を推進。また、都道府県等のとりまとめ機関では「指導者リスト」の随時更新と研修開催者への随時共有、研修開催者では研修開催予定の随時更新ととりまとめ機関への随時報告を徹底することとしている。

令和6年農作業安全に関する研修実施回数



講師として農作業安全に関する指導者が活動した研修の割合



令和6年の活動実績：約54%

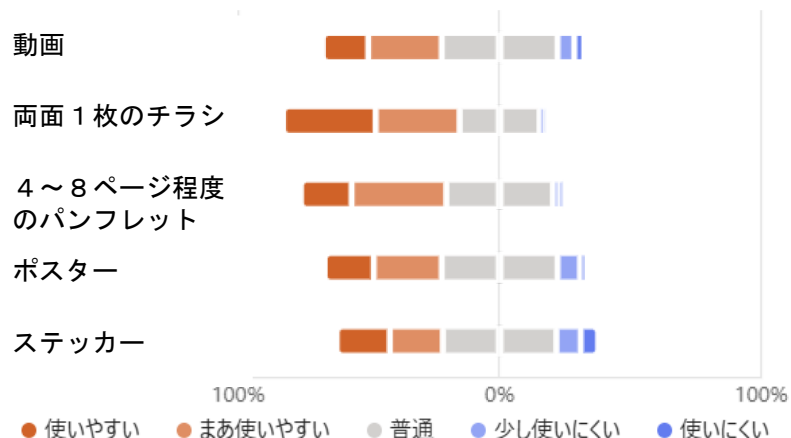
研修の実施回数 合計**4,437**回（令和6年12月報告時点）

農作業安全に関する指導者の人数 合計約**6,500**人（令和7年3月時点）

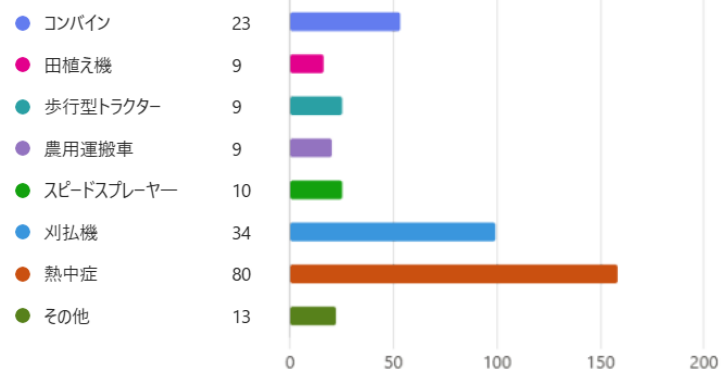
- 農林水産省にて作成している農作業安全研修資料の内容について、農作業安全に関する指導者にアンケートを実施。
- 熱中症、刈払機のコンテンツや、事故事例・優良改善事例を求める声が多くあった。
- 熱中症に関する啓発資料については、より現場で活用しやすい対策の提案をしてほしい等の意見が寄せられた。

農作業安全に関する指導者に実施したアンケート結果

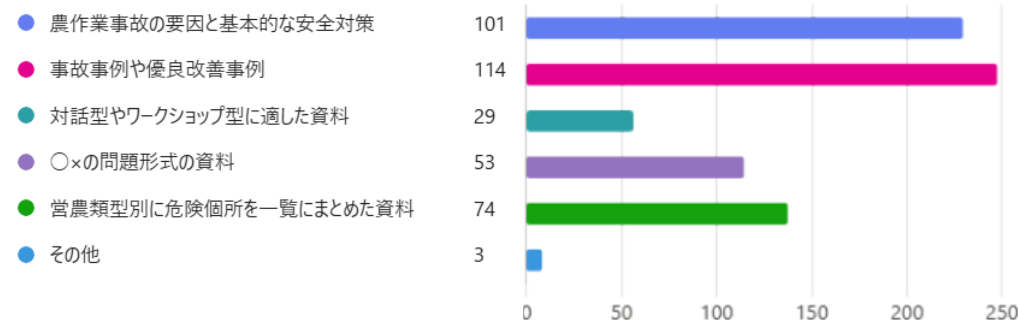
Q1. 研修等での説明に当たって、農水省等が公開している資料について、使いやすさを教えてください。



Q2. 今後作成してほしい研修資料の内容を教えてください。



Q3. 今後作成して欲しい研修資料の種類を教えてください。



熱中症に関する啓発資料への現場等からの要望

- ✓ 猛暑日のハウス内作業や刈り払い作業等、過酷な現場の状況を踏まえ、有効な熱中症対策アイテムを紹介してほしい。
(着用するものや環境設備の紹介も含め)
- ✓ 従業員の方に注意喚起を行うのに熱中症ステッカーが有効と思う。
周知してはどうか。
- ✓ 熱中症対策アイテムを支援する事業があれば、紹介してほしい。
- ✓ 熱中症の予防も大切だが、重症化しないために早期発見とための対策をするよう啓発する必要がある。しかし、やむ負えず単独作業をしなければいけない農業者が殆ど思うので、ウェアラブル端末の活用など、農業者が活用しやすく有効な対策を啓発してほしい。

＜対策のポイント＞

就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続していることから、より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**農業現場の安全診断を実施し、安全上の課題を改善するモデル事例を作成するとともに、地域における農作業安全に係る啓発資料の作成や地域の推進活動を支援**します。

＜事業目標＞

農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

1. 啓発手法の改良

地域における農作業安全推進活動による効果を高めるため、農業機械作業や熱中症対策に係る**農業者向けの新たな啓発資料の作成や指導人材を育成**するとともに、啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測することで、**より効果的な啓発手法の構築**を図ります。

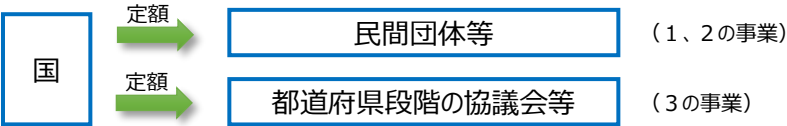
2. 安全診断の支援

効果的な農作業事故対策の普及を図るため、「**専門家が現地で安全診断を実施し、農作業安全上の課題を明確化した上でこれを改善するモデル事例**」を創出します。

3. 地域活動の支援

都道府県段階の推進協議会等における高度な**推進活動を支援**し、取組の横展開を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 啓発手法の改良

農業者向けの新たな啓発資料作成等



研修の実施

啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測



分析

より効果的な啓発手法の構築



2. 安全診断への支援



専門家による安全診断で課題の明確化



診断結果をもとにした課題を改善するモデル事例の創出



効果的な農作業事故対策の普及

3. 地域における農作業安全活動への支援



協議会等における検討会の実施



動画を活用した安全教育



農業者に向けた農作業安全研修

<対策のポイント>

農作業中の熱中症による死亡事故の減少に向けて、農作業中の**熱中症発症リスクガイドライン**を作成するための**評価検証**を実施します。

<事業目標>

農作業中の熱中症による死亡者数の減少

<事業の内容>

我が国の夏季の気温が上昇傾向にある中、農作業における死亡事故要因のうち熱中症の人数が増加傾向にあります。生産現場の熱中症リスクが高まっていることから、熱中症の発症リスクを評価検証します。

① 対象地区でのバイタルデータ収集

営農類型や地域等が異なる対象地区を設定し、農作業中の農業者のバイタルデータを収集します。

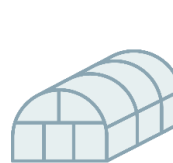
② データ分析によるリスク評価、検証

農業者の発症予防のためのガイドラインを作成するため、収集したバイタルデータから、熱中症の発生リスクを分析・可視化し、特にリスクの高い作業を明らかにする。

<事業イメージ>

実証のイメージ

- ① 営農類型や地域等が異なる地域で、農作業中の農業者のバイタルデータの測定



施設栽培



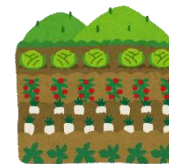
果樹



稲作

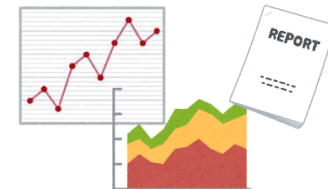


畑作



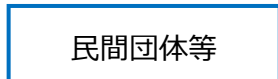
露地野菜

- ② 収集したバイタルデータを分析、熱中症の発生リスクを検証することで、効果的な熱中症対策を実施することができる。



データ分析・リスクの把握

<事業の流れ>



農作業中の熱中症発症予防のためのガイドラインの作成・活用を行い、
農作業中の熱中症による死亡者数の減少を実現

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2107）